

生徒心得

1 高校生としての心構え

(1) 目標をもち、本気で取り組もう

高校生活とはどんなものか、皆さんにも漠然としたイメージはあると思います。高校の教育目標というのは、「中学校における教育の成果をさらに発展させて、国家および社会の形成者として必要な資質を養うこと」などとされています。具体的には、国語・数学・英語などの各教科の学習、総合的な探究の時間、そしてホームルーム 生徒会・部活動などの特別活動を通じ、人間形成をはかることにあります。

「人間は目標を持ったとき、生命に灯がともる」と言われています。学校生活においても、目標を持つことで努力も苦にならず、また目標を達成することで充実感を得ることができます。「目標を具体的に立て、努力すること」。このことが皆さんを主体的に物事に取り組める人間に成長させると思います。本気で取り組めば、何か変化が起こるはずで、あなたを見る周囲の目も変わってきます。もし、どんなに努力しても何の変化も起こらないようでしたら、それは、努力の「方向」や「方法」に問題があるということで、努力することが無駄であるということではありません。「どこに問題があるのか」を落ち着いて考え、現状を改善する工夫をすることも、本気で取り組む姿勢の表れと言えるでしょう。

(2) 自ら進んで学ぼう

高校での学習には、中学校の時より一層「自ら考え、自ら進んで学習する態度」が要求されます。この予測の難しい新しい時代を生きる皆さんは、自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる態度を身に付けなければなりません。いわゆる「生きる力」の育成です。「生きる力」とは、激しい社会の変化の中であって、生涯にわたって常に自己を変革し、社会に適応していこうとする大切な能力です。高校時代に行う勉学は、一生の礎を築く大切なものです。このことを忘れず、勉学にしっかりと取り組むことで「生きる力」「生き抜く力」を身につけてください。

(3) 進路について真剣に考えよう

人生には、何度か大きな選択を迫られる時があります。その一つが「進路の決定」です。皆さんは、どのような理由で本校を志願したのでしょうか。本校の校風や教育方針等を理解し、自分に適した高校として選んだことと思います。各教科の学習はもちろんのこと、ホームルームや部活動等、全ての教育活動を通して、人間としての在り方・生き方を考えることになるでしょう。本校での3年間において、自らの手で人生の設計図を描き、主体的な進路選択をしてほしいと思います。本校では、3年生から文型、理型の2コースに分かれることになっていますが2年生でも選択科目があります。そして、それは3年生で選ぶコースとも深い関係があります。自分がどのような職業に就きたいのか、それには進学する必要があるのか。また、進学するとしたら学部・学科はどのような所か、そのためにはどのコース、どの教科を選択したらよいのかなど、自分自身の能力・適性・個性について理解を深めていかなければよりよい選択はできません。明確な目標を持つか持たないかによって、高校時代の成果は予想以上に大きな差を生じさせてしまうことを知っておいてほしいと思います。

2 学校生活について

(1) 校則について

多種多様な「きまり」というものが、国及び県、市町村、ひいては会社、家庭等々、あらゆる組織の中にあります。学校には、その学校独自の「きまり」があります。この「きまり」の持つ意味は、その中で生活する人間が、平和で、かつ有意義な生活が送れるようにするために存在するのです。最も大切なことは、やはり全体の秩序が保たれ、個々の安全が保証されなくてはなりません。ですから、学校という社会にも全くこれと同様に「きまり」がなくてはならないのです。この「きまり」を学校社会では校則と呼んでいます。

校則を一人ひとりが守ることによって学校社会の秩序と安全が保たれ、皆さんの学校生活が楽しく、かつ有意義なものとなるのです。逆に一人でも校則を破ると、その生徒は勿論のこと、学校社会全体のバランスがくずれ、学校自体がおかしくなってしまいます。ですから、この校則を守ることが皆さん一人ひとりの幸せとなり、学校全体の発展の礎となるわけです。この意味では校則を守ることは、皆さんの「義務」であると同時に「責任」でなくてはなりません。

〈生徒生活規程〉

1 登校・下校

(1) 定められた日課時刻を守りましょう。

[通常時] 始業：午前8時40分 放課：午後3時40分

(2) 遅刻したときは、すみやかに学年室で手続きを済ませ、教室に入りましょう。

(3) 欠課 外出・早退するときは、HR 担任の許可を受けましょう。

(4) 欠席するときは、学校に電話等で連絡しましょう。

(5) 忌引日数は欠席となりません。

父母の場合：7日以内 祖父母、兄弟、姉妹：3日以内

伯叔父母：1日以内 曾祖父母：1日以内

(6) 自転車通勤することを希望する者は、「自転車通学許可願」をHR 担任を通じて関係職員に提出し、許可を受けましょう。許可基準は次の通りです。

① 他に利用できる適当な交通機関がない場合、また通学所要時間が著しく長くなる場合。

② 交通量の多い危険な道路を通らないで通学できる場合。

③ 雨天の際、レインウェア等を着用し、ハンドル操作を両手で確実にこなせるようにすること。

(7) 自転車通学を許可された場合は、ステッカーを購入し、後方から視認しやすい箇所(後輪泥よけ)に貼付し、下図の指定場所に駐輪しましょう。

なお、ステッカーを紛失したり、自転車を替えた場合は、遅滞なくHR 担任に申し出て、新しいステッカーの交付を受けてください。

2 校内生活

(1) 毎時限、開始の合図がなったら授業の準備を整え、所定の場所に着席し待機しましょう。

(2) 教室は学習の場にふさわしい雰囲気を保つことを心掛け、美化と整理整頓に努めましょう。

(3) 自習時間は他人に迷惑や、クラス学習の妨げになることのないよう静粛を心がけ、勝手に教室外に出ることのないようにしましょう。

(4) 考査は公正な態度で受けましょう。

(5) 履物は室内履き 外履きの区別を守り、所定の物を使用しましょう。

3 貴重品・所持品

- (1) 貴重品は常に身につけ、学校への納入金がある場合は登校後すみやかに納入しましょう。
- (2) 所持品に記名し、学習および部活動等に必要な物以外は学校に持ち込まないようにしましょう。
- (3) 生徒個人間の金品の貸借はできるだけ避け、物品の売買はしないよう心がけましょう。
- (4) 所持品は各自で管理し、紛失の予防に心がけましょう。
- (5) 金品を紛失した場合は、直ちに HR 担任に届け出るようにしましょう。
- (6) 金品を拾得した場合は、直ちに関係職員に届け出るようにしましょう。
- (7) 携帯電話およびスマートフォンの校内への持ち込みは許可していますが、使用規定やマナーを守り使用しましょう。

4 公共物

- (1) 公共物及び公共場所を使用する時は、関係職員の許可を得、またその取り扱いに注意し、破損、紛失、落書き等をしないようにし、使用後は責任をもって後片付けをしましょう。
- (2) 生徒会室、部室の管理運営は使用する団体が責任をもって行いましょう。
- (3) 校舎・校具を破損した場合は、直ちに HR 担任に申し出るようにしましょう。

5 集会 掲示・刊行物

- (1) 校内で集会を行う場合は、事前に関係職員に届け出て許可を受けましょう。
- (2) 校内で掲示並びに刊行物（ビラを含む）の発行、配布する場合は、事前に関係職員に届け出て許可を受けましょう。

6 休日登校

- (1) 休日には原則として登校しないようにしましょう。部活動等を行う目的で休日に登校する必要がある場合は、事前に関係職員の承認を受けましょう。
- (2) 休日に登校した場合は、事前に承認された場所以外は使用しないようにしましょう。
- (3) 休日であっても登下校には制服、または部活動で決められた部活動着を着用しましょう。

7 校外生活

- (1) アルバイトは許可制です。アルバイトをする場合は、次のきまりを守りましょう。
 - ①事前に所定の書類を校長へ提出し許可を受ける。（1年生は1学期終了後より）
 - ②定期考査1週間前から定期考査終了まで実施しない。
 - ③学習成績の低下、出席状況の悪化がみられたときはアルバイト許可を取り消す。
 - ④学校行事、放課後の学習等を優先させる。
- (2) 生徒として好ましくない場所には出入りしないようにしましょう。
- (3) 喫煙・飲酒は許されません。
- (4) 午後11時以後午前4時までの外出は千葉県条例で禁じられています。違反しないよう心掛けましょう。

〈服装規程〉

- 1 男子は、黒詰襟学生服に、本校規定のボタン襟章を所定の位置（校章は左襟、クラス章は右襟）につけましょう。なお、制服の加工は認めていません。
- 2 女子は、本校指定のスーツ(スカートおよびスラックスを選択できる。スカートにはリボン、スラックスにはネクタイとする。)を着用し、規定の記章を所定の位置（校章は左返襟、クラス章は左胸ポケット）につけましょう。なお、制服の加工は認めていません。
- 3 本校規定のセーターは、年間を通じて登下校 授業・考査・集会等において、着用を認めます。ただし、入学式、卒業式での着用は認めていません。
- 4 レインウェア、ベルト（サスペンダーは不可）、靴、マフラー、手袋、靴、靴下など華美にならないように努めましょう。ルーズソックス、厚底ヒール靴は禁止します。
- 5 夏期(6月1日より10月31日まで)は上着を脱ぎ、長袖または半袖の白ワイシャツまたは白開襟シャツとなります。また、ワイシャツの下に着用するアンダーシャツは白・紺・黒・グレー・ベージュの無地又はワンポイントのものとしします。
- 6 夏期、白ワイシャツ着用の際は、本校規定の校章（略章）を左胸につけましょう。
- 7 夏期、保温調節が必要な時は、制服の上衣または紺・黒色ベスト（ニット可）及び、本校規定のセーターを着用しましょう。
- 8 冬季、12月1日～4月30日は制服上衣（学生服ブレザー）を着用する。保温調節等で制服上衣を着用しない場合は、夏季服装規定に準じた服装にする。
- 9 冬季、登下校時の防寒具（コート類）の着用は認めているが、華美にならないよう努めましょう。休み時間・授業中の着用は認めていません。また、スウェットやパーカー等は認めていません。
- 10 上履きは本校指定のものを使用しましょう。
- 11 髪は常に清潔を保ち、染色・脱色 パーマネント等の加工は禁止します。
- 12 サングラスやネックレス、指輪、ピアス、バッジ等の装身具は身につけないようにしましょう。化粧、身体に穴を開ける（ピアス等）等は禁止します。
- 13 やむを得ない理由で規定以外の服装を用いる場合は、HR 担任を通じて異装許可願を生徒指導部に提出し、許可を受けましょう。

〈運転免許取得について〉

原動機付自転車、自動二輪車および普通自動車の運転免許取得（取得のための入所を含む）や乗車を禁じています。但し、年生に関しては、進路関係等で特別規定があります。

〈学割証の交付について〉

「旅行届 学生割引証交付願」を保護者等連記のうえ、HR 担任に申し込んでください。許可を受けてから交付します。有効期間は3ヶ月ありますので、掲載早めに申し込んでください。